

平成18年(2006年)3月15日
建設委員会資料
都市整備部地域まちづくり担当

中野区南台四丁目地区における建築物の制限に関する条例(平成4年中野区条例第39号)新旧
対照表

改正案	現行
第1条～第4条 (略) (敷地面積の最低限度) 第5条 地区計画により住宅地区に指定した区域内においては、建築物の敷地面積は、60平方メートル以上でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、区長は、道路、公園等地区施設の整備の都合上やむを得ないと認めるときは、同項の規定に適合しない敷地における建築物の建築を許可することができる。 (既存敷地等に対する制限の緩和)	第1条～第4条 (略) (敷地面積の最低限度) 第5条 地区計画により住宅地区に指定した区域内においては、建築物の敷地面積は、60平方メートル以上でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、区長は、道路、公園等地区施設の整備の都合上やむを得ないと認めるときは、同項の規定に適合しない敷地における建築物の建築を許可することができる。 (既存敷地等に対する制限の緩和)
第6条 (略) 2 (略)	第6条 (略) 2 (略)
3 <u>法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前条第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地のうち、次に掲げる土地以外のものについて、その全部を一の敷地として使用する場合においては、当該土地に対しては、同項の規定は、適用しない。</u> <u>法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも前条第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地</u> <u>前条第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地</u>	
第7条～第13条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第7条～第13条 (略)

平成18年(2006年)3月15日
建設委員会資料
都市整備部地域まちづくり担当

中野区平和の森公園周辺地区における建築物の制限に関する条例(平成5年中野区条例第41号)新旧対照表

改正案	現行
第1条～第6条 (略)	第1条～第6条 (略)
第7条 地区計画により商業・近隣商業主体地区、住宅主体複合地区、耐火中層住宅地区又は中層住宅地区に指定された区域内においては、建築物の敷地面積は、60 平方メートル以上でなければならない。ただし、区長が地区施設の整備の都合上又は土地の利用上やむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。	第7条 地区計画により商業・近隣商業主体地区、住宅主体複合地区、耐火中層住宅地区又は中層住宅地区に指定された区域内においては、建築物の敷地面積は、60 平方メートル以上でなければならない。ただし、区長が地区施設の整備の都合上又は土地の利用上やむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。
2 (略)	2 (略)
3 <u>法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項(ただし書きを除く。以下この項において同じ。)の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地のうち、次に掲げる土地以外のものについて、その全部を一の敷地として使用する場合においては、当該土地に対しては、同項の規定は、適用しない。</u> <u>法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していった建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなつた土地</u> <u>第1項の規定に適合するに至つた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至つた土地</u>	
第8条～第11条 (略)	第8条～第11条 (略)
<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	

平成18年(2006年)3月15日
建設委員会資料
都市整備部地域まちづくり担当

中野区南台一・二丁目地区における建築物の制限に関する条例(平成12年中野区条例第36号)
新旧対照表

改正案	現行
第1条～第4条 (略) (建築物の敷地面積の最低限度) 第5条 防災街区整備地区計画により住宅地区に指定した区域内においては、建築物の敷地面積は、60平方メートル以上でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、区長は、地区施設の整備の都合上やむを得ないと認めるときは、同項の規定に適合しない敷地における建築物の建築を許可することができる。 (既存敷地等に対する制限の緩和)	第1条～第4条 (略) (建築物の敷地面積の最低限度) 第5条 防災街区整備地区計画により住宅地区に指定した区域内においては、建築物の敷地面積は、60平方メートル以上でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、区長は、地区施設の整備の都合上やむを得ないと認めるときは、同項の規定に適合しない敷地における建築物の建築を許可することができる。 (既存敷地等に対する制限の緩和)
第6条 (略) 2 (略) 3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前条第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地のうち、次に掲げる土地以外のものについて、その全部を一の敷地として使用する場合においては、当該土地に対しては、同項の規定は、適用しない。 <u>法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも前条第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地</u> <u>前条第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地</u>	第6条 (略) 2 (略)
第7条～第18条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第7条～第18条 (略)